

2023年8月25日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
取締役会御中

株式会社南青山不動産
代表取締役 池田 龍哉



野 村 絢



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

8月23日付の貴社書簡（以下「貴社書簡」といいます。）を拝見しました。貴社は、貴社書簡にて、株式会社南青山不動産及び野村絢（以下総称して「買付者」といいます。）から送付した質問事項について回答をしていますが、不十分な回答であり、大変遺憾です。なお、貴社は、質問事項を送付したのが株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）ではなく買付者であることを問題にしていますが、貴社が買付者に情報リストに対する回答を求め、それに付随するものとして買付者が質問事項をお送りしたのですから、貴社の指摘は筋違いですし、このような本筋から外れる話ではなく、株主価値向上に意識を向けていただきたいと思います。

貴社は貴社書簡において、過去、現在において株主価値を軽視しておらず、株主に向き合って、株主還元の大幅強化を行ってきたかのように回答されていますが、貴社が株主価値に向き合い始めたのは、シティ社及び買付者（以下総称して「弊社ら」といいます。）という大株主による働きかけがあったからこそではないでしょうか。そもそも、貴社は、株価がPBR1倍を割れていることについても、「業界他社もPBR1倍を割れており、東京証券取引所の通達においても必ずしもすぐさま対応方針の公表が求められているものではない。」という姿勢でした。また、貴社が発行した転換社債についても、弊社らからの働きかけがなければ、貴社が買い取りを行うことはなく、600億円の全てが転換され、より過大な希薄化を起こしていたと思います。

貴社は、買付者が提出した大規模買付行為等趣旨説明書について60営業日以内に取締役会評価を行うことになっていますが、貴社の買付者に対する情報リストの質問内容は事実誤認や一方的な評価を前提としているものが数多く含まれ、質問内容自体が不当な予断に基づいており、貴社取締役会では株主意思確認総会の開催が既定事実になっているとしか思えません。弊社らと貴社との間では、これまで様々なやり取りを行い、買付者から情報リストに対する回答も行っており、これらの情報は貴社株主に開示されています。そうであれ

ば、様々な外部専門家に貴社の株主の資本を用いて多額の費用を支払い、いたずらに時間をかけるのではなく、早期に通常の普通決議による株主意思確認総会を開催することを要請いたします。

従前から申し上げている通り、弊社らが求めているのは貴社の株主価値向上です。貴社書簡の回答によれば、貴社の株価が PBR1 倍を下回っていることについては優先して取り組むべき重要課題であると認識しているとのことですので、PBR1 倍を下回っている株価に真摯に向き合ってくださいようお願いいたします。

また、貴社は、8月10日の説明会質疑応答において、山田代表取締役社長が、弊社らの持分が増加することを理由に自己株式取得を行うことを否定しています。しかしながら、在庫影響抜き総還元 6 割の株主還元性向という貴社の公約に鑑みると、貴社が増配を行った後も約 110 億円の還元余力があります。これについて山田代表取締役社長は、「ただこの状況が半年以上も続くと思っていないので、それ以降は自己株も選択肢の一つとして考える。」と回答されていますが、半年経過後にどのように状況が改善されているとお考えなのでしょうか。また、半年経過後は自己株式取得を行うことが可能になるとのことですが、弊社らが貴社株式を売却しない限り、弊社ら議決権は貴社が自己株式取得を行うことで増加いたします。他の株主の皆様も、貴社が今後資本政策をどのように行うのか、約 110 億円の還元余力についてどのように対応するご予定なのか、注目されていると考えますので、これについては具体的なご回答を公表してください。

敬具